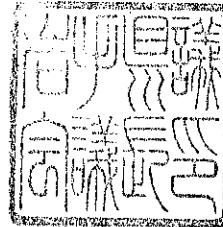


議 第 373 号

平成 26 年 3 月 26 日

盛岡市内丸 6-15 E S T. 21 ビル 2 階  
B 型肝炎被害対策東北弁護団（岩手事務局）もりおか法律事務所  
弁護士 佐々木 良博 様

岩手県議会議長 千葉 伝



請願の議決結果について

さきに当県議会に提出されました次の請願は、平成 26 年 3 月 25 日の第 14 回県議会定例会本会議において、意見書を発議し、関係機関に要望することとして採択されましたので、お知らせします。

（件名）ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願

（受理番号第 104 号）

担当  
議事調査課 藤澤  
TEL:019-629-6016 直通  
FAX:019-629-6014

平成 26 年 3 月 25 日

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
内務大臣様  
法務大臣様  
財務大臣様  
厚生労働大臣様

盛岡市内丸 10 番 1 号  
岩手県議会議長 千葉 伝

### ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成等の拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成を含む生活支援を拡充するための措置を講ずるよう強く要望する。

#### 理由

我が国において、ウイルス性肝炎、特に B 型肝炎及び C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほどまん延しており、国の責めに帰すべき事由等によるものであるということは、肝炎対策基本法、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法並びに特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B 型肝炎及び C 型肝炎に係るウイルスの除去等を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アノログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変及び肝がん患者は、高額の医療費を負担せざるを得ないだけではなく、就労不能の者も多く、生活に困難を來している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(身体障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、平成 23 年 12 月の特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めることとの附帯決議がなされたが、国においては、肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変及び肝がん患者は、毎日 120 人以上が亡くなっている、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予も許されない課題である。

よって、国においては、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成を含む生活支援を拡充するため、次の事項について、速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 ウィルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。